

# 手配旅行取引条件説明書

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客さまのご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表（コース表）、旅行条件書（または見積書）に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

この旅行は、株式会社トヨタツーリストインターナショナル（以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、お客様と当社との間で手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。当社は、お客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をする等により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配することを引き受けます。

当社は、旅行の手配にあたり、旅行費用のほか、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

## 2. 旅行の種類

この条件書において「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。各条項のうち海外旅行のみに適用される事項（渡航手続、海外危険情報、衛生状況、燃油サーチャージ等）については、その旨を明示します。

## 3. 申込み条件

(1) 18歳未満の方は原則として親権者の同意書を提出していただきます。

(2) 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、そのために必要となる追加費用はお客様の負担となる場合があります。

(3) お客様が暴力団員等の反社会的勢力に該当すると認められるとき、当社に対し暴力的・不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、又は風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為を行ったときは、お申込みをお断りすることがあります

(4) その他、法令・運送機関等の定め・当社の業務上の都合により、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 旅行のお申込みと契約の成立

(1) 旅行契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書に所定事項を記入のうえ、申込金又は旅行代金を添えてお申込みください。

(2) 旅行契約は、当社が契約締結を承諾し、申込金又は旅行代金を受領した時に成立します。

(3) 当社は、書面又は電子メール等による特約をもって、申込金の受領前に契約の申込みを受けることがあります。この場合の契約成立時期は、当社が承諾の旨を通知した時、又は契約書面に記載した時とします。

(4) 申込金は、旅行代金、取消料、違約料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

## 5. 通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社のカード会員との間で、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け、カード利用日を旅行代金等の支払日とする旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結することがあります。通信契約の成立時期、取消時の精算方法、与信不能時の取扱いその他必要事項は当社が別途定めるところによります。

## 6. 契約締結の拒否

当社は、次のいずれかに該当する場合は旅行契約の締結に応じないことがあります。

- ① お客様の申込み内容が公序良俗に反するとき
- ② お客様が必要書類を期限までに提出しないとき
- ③ 運送・宿泊機関等が満員・満席・休業その他の事由により手配困難なとき
- ④ 信用上の理由により代金等の支払いが確実でないと認められるとき
- ⑤ その他当社の業務上相当の理由があるとき

## 7. 契約書面の交付

(1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に対し、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2) 当社が手配する全ての旅行サービスについて、乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、前項の契約書面の全部又は一部を省略することがあります。

(3) 当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、前各項の書面に記載するところによります。

## 8. 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により運送・宿泊機関等との間で旅行サービス提供契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は当社所定の旅行業務取扱料金を支払うものとします。

## 9. 旅行代金、申込金及びその支払時期

(1) 旅行代金（旅行費用及び旅行業務取扱料金をいいます。）の額は、別紙見積書、請求書、日程表その他当社が交付する書面に記載します。

(2) 申込金及び旅行代金残額の支払期限は、当社が別途明示する日とします。

(3) お客様が支払期限までに旅行代金を支払わない場合は、当社は契約を解除することがあり、この場合、所定の取消手続料金その他当社が定める金員を申し受けます。

(4) 振込手数料、通信費その他送金に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

## 10. 旅行代金の変更及び精算

(1) 旅行開始前に、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替変動、税・サービス料の変更その他の事由により旅行代金が変動した場合は、旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は、実際に要した旅行代金と既に収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後又は手配終了後速やかに精算します。

(3) 精算の結果、不足額が生じたときはお客様は差額を支払うものとし、超過額が生じたときは当社はこれを返金します。

## 11. 旅行契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りこれに応じます。

(2) 変更により旅行代金が増加又は減少したときは、その差額はお客様に帰属します。

(3) 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料のほか、当社所定の変更手続料金を申し受けます。

(4) 航空券・旅券記載氏名その他重要事項の誤記訂正について、運送機関等の規定により再発券・再予約等が必要となる場合は、その実費及び所定手数料はお客様の負担となります。

## 12. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様の都合により旅行契約を解除するときは、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの対価、未提供の旅行サービスに係る取消料・違約料その他運送・宿泊機関等に対して既に支払い又は今後支払う費用を負担するほか、当社所定の取消手続料金及び当社が収受すべき旅行業務取扱料金を支払うものとします。

(2) 当社の責に帰すべき事由により手配が不可能になったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。

(3) 前号により解除した場合で、当社が既に手配を完了し又は一部履行済みのサービスがあるときは、その実費相当額を精算します

## 13. 当社による旅行契約の解除

(1) 当社は、お客様が支払期限までに旅行代金を支払わないとき、お客様が申込条件に反することが判明したとき、又は運送・宿泊機関等との手配継続が困難となったときは、旅行契約を解除することがあります。

(2) 前項により当社が契約を解除したときは、お客様は前項の解除に準じて、取消料、違約料、旅行業務取扱料金その他当社所定の料金を支払うものとします。

## 14. 団体・グループ手配

(1) 複数のお客様が責任ある代表者を定めて同一行程により旅行される場合、当社は当該代表者を契約責任者として取り扱うことがあります。

(2) 契約責任者は、構成者の氏名その他当社が求める事項を当社所定の期日までに提出するものとします。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対し現に負い、又は将来負うことが見込まれる債務又は義務については何ら責任を負いません。

(4) 契約責任者が同行しない場合は、旅行開始前にあらかじめ当該団体・グループの中から新たな責任者を選任していただくことがあります。

## 15. 添乗サービス

(1) 当社は、契約責任者又はお客様の求めにより、別途添乗サービス料金を申し受けたくて添乗員又は運転員によるサービスを提供することがあります。

(2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上必要な業務に限られます。添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとし、これを超える時間帯は別途条件を定めることがあります。

## 16. 当社の責任

(1) 当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。

(2) 次のような事由により生じた損害については、当社は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の事故・火災・遅延・不通、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

(3) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

## 17. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他契約内容について理解するよう努めるものとします。

(3) お客様は、旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたこと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は当該旅行サービス提供者に申し出るものとします。

## 18. 渡航手続及び出発前に実施いただく事項

【主として海外旅行に適用】

(1) 旅券、査証、再入国許可、予防接種証明書その他渡航に必要な書類の取得、及びこれらの有効期限の確認は、お客様の責任で行っていただきます。

(2) 当社が渡航手続の代行又は書類作成補助を行う場合は、別紙料金表に定める手続代行料金を申し受けます。

(3) 航空券予約名、宿泊者名、旅券記載名等は、旅券その他公的証明書と同一の表記でお申し出ください。相違がある場合に生じる再発券費用、取消料、運賃差額等はお客様の負担となります。

(4) 出入国条件、保安規制、検疫条件、現地受入要件等は変更されることがあるため、お客様は出発前に最新情報を確認するものとします。

## 19. 海外危険情報及び衛生状況

【海外旅行に適用】

(1) お客様は、外務省海外安全ホームページ等により、渡航先の安全情報を出発前に確認するものとします。

(2) 当社は、外務省が「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。」を発出している地域への旅行手配はお受けいたしません。

(3) 「レベル3：渡航は止めてください。」が発出されている地域については、渡航目的、現地受入体制、航空会社・受入機関の状況その他事情を踏まえ、当社が個別に取扱可否を判断します。

(4) お客様は、厚生労働省検疫所、FORTHその他公的機関の情報により渡航先の感染症・衛生状況を確認するものとします。必要な予防接種、検査、保険加入、現地での安全対策はお客様の責任で行うものとします。

## 20. 旅行保険への加入について

手配旅行では特別補償規程が適用されず、また運送・宿泊機関等の責任範囲や保険適用条件も限定されることがあるため、当社はお客様ご自身で十分な補償内容を備えた海外旅行保険又は国内旅行保険に加入されることを強くお勧めします。特に海外旅行においては、疾病・傷害治療費、救護者費用、賠償責任、携行品損害、航空機遅延費用等を確認してください。

## 21. 燃油サーチャージ等

【海外旅行に適用】航空会社が設定する燃油サーチャージ、空港諸税、旅客保安サービス料その他運送機関等が定める付加料金が別途必要となる場合があります。これらが予約後に増額・減額・新設・廃止されたときは、当社はその差額を追徴収又は返金することがあります。

## 22. 個人情報の取扱い

当社は、申込書等に記載された個人情報を、お客様（または契約責任者）および旅行者との連絡、旅行サービスの手配及び受領のための手続、保険手続、事故時の対応、アンケート、統計資料の作成、当社及び提携先の商品・サービス・キャンペーンのご案内等に利用します。運送・宿泊機関、保険会社、土産物店、現地手配会社その他必要な提供先に対し、氏名、住所、電話番号、旅券番号、搭乗便名その他必要な範囲の個人データを電子的方法等により提供することがあります。提供停止を希望される場合は、出発前までに事業者からお申し出ください。共同利用その他の取扱いは当社プライバシーポリシーに従います。

## 23. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

(2) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(3) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店にお問い合わせください。

(4) この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款 手配旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 24. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 25. 約款準拠

この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）その他関係法令の定めるところによります。

## 26. 旅行条件の基準日

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。